

女院詮子の東三条邸本院焼亡と三条院御所： 『権記』と『栄花物語』から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 倉田, 実 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1304

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



女院詮子の東三条邸本院焼亡と三条院御所

——『権記』と『栄花物語』から——

倉 田 実

はじめに

道長時代の二町からなる東三条邸は、院政期とは違ってまだ一体化せず、北町の本院と南町の南院とが分かれて存続していた。本院は東三条院詮子（九六二〜一〇〇一）の御所として使用され、南院は儀式用や内裏罹災の際の東宮御所などに充てられていた。^①このうち本院には、詮子死後の寛弘二年（一〇〇五）二月一〇日に、道長が「新宅儀」（『小右記』）によって移徙しているが、通説では、焼亡による再建ではなく造替であったとされている。その理由として「再建でないことは、新造前に罹災の記事がどこにもみられないことで立証される」とされているが、長保二年（一〇〇〇）一二月一五日に焼亡しての再建ではなかったかと思われる。まだ詮子が住んでいた時である。以下、この小論では、長保二年末の東三条邸本院焼亡と、それ以後の詮子御所は三条院であったことを提示して、波及する問題も扱っていきたい。引用本文は、『権記』は史料纂集本、史書は新訂増補国史大系本、『栄花物語』は新編日本古典文学全集本を使用する。

一 長保二年末の火災

高級貴族の邸第は、皇室使用される場合には、「宮」や「院」の号をつけて呼称されていた。東三条邸も、円融帝女御であった藤原詮子などが主たる住居にしていたので、東三条院と呼ばれていた。しかし、詮子が正暦二年（九九一）九月に落飾し、邸第名を女院号に使用したことで混乱が生じることになる。「東三条院」とされた場合、邸第名になるのか、女院号になるのかの弁別が必要になるからである。詮子は、長徳二年（九九六）三月二十七日、病により院号等を辞しているが（『小右記』）、その後も「東三条院」は詮子の通称のように使用されていたので、その弁別での混乱が多々生じることになる。その一つに長保二年（一〇〇〇）二月二十五日の火災があった。

・ 此夜東三条院焼亡、「月来御平中納言三条第□□」移御左大臣土御門第、（『権記』。「□□」は、割注。以下同じ）
 ・ 東三条院御所、中納言平惟仲卿家有火、彼院為御方違、渡御之間也、（『日本紀略』）

『日本紀略』では、詮子が方違して御所としていた平惟仲邸が火災になったという事で何の問題もなく、『権記』の記事もこのように考えられている。『大日本史料』では、「平惟仲ノ第二御方違行啓アラセラル、是日、同第焼亡ニ依リテ、左大臣道長ノ土御門第二移御アラセラル」との見出しを付けている。しかし、かつては『史料綜覧』で「東三条院焼亡ス」「日本紀略 権記」とされていたし、史料纂集『権記』の当該頭注では「東三条院焼亡」となっている。いずれも「東三条院焼亡」を文字通りとったのである。しかし、今日では『権記』の「東三条院」は院号で、惟仲邸焼亡とするのが定説となっている。長保二年末の東三条邸焼亡説は誤謬となったわけだが、果たしてそうなのかが、ここで再検討したい問題になる。

『権記』では、「東三条院焼亡」と続いており、女院が焼亡するはずもないので、東三条邸の焼亡で解せないか、という

ことである。東三条邸が焼亡したので、詮子が方違先としていた惟仲の「三条第」から帰邸できなくなったため、土御門邸に移御したとも解釈できるのである。この場合、詮子居住で東三条邸が言われているので、本院のこととなり、南院は存続していた（後述）。そして、『日本紀略』は誤認ということになる。

東三条邸本院が、長保二年末に焼亡したと『権記』で解釈できるだけでなく、状況証拠ともなるような点が三点ほど指摘できるようである。一つは、詮子がこれ以降亡くなるまで東三条邸に滞在した記録が見出せないことである。二つ目は、詮子の「三条院」滞在が記録されており、ここは惟仲の三条第で、御所使用したのではなかったかということである。惟仲邸は焼亡などしていなかったのである。三点目は、詮子関係以外でも、東三条邸は南院しか記録類に表れないことである。本院のことが見えないのである。

こうした点が指摘できるのであり、改めて東三条邸本院の長保二年末焼亡説を提示し、三条院御所の存在を指摘してみたいのである。以下、この三点を具体的に取り上げていきたい。なお、「東三条院」は紛らわしいので、引用部以外では、邸第名を「東三条邸」、詮子のことは「詮子」のまま使用する。

二 詮子の移動と三条院

詮子の居所は、長保二年末の火災で惟仲三条第から土御門邸に移ったあと、一条院・三条院・土御門邸（方違）・三条院・土御門邸（四十の賀）・三条院・東院（触穢）・土御門邸・法興院・三条院と年時を追って居所が確認でき、最期は長保三年閏二月二日、行成三条家であった。三条院滞在が目につくように、そこを詮子は常御所としたのであり、東三条邸滞在の記録は見られない。三条院は、東三条邸ではないのである。³⁾東三条邸本院滞在の記録が見出せない理由は、焼亡していたからとしか考えられないのである。それを明らかにするために、右に示した詮子の移動の次第を確認していき

たい。『権記』が史料となり、東三条院別当でもあった行成の記録なので、信憑性を疑うことはできない。次の(1)は長保二年、(2)以降は三年になる。

- (1) 参一条院、此夜自土御門相府遷御也、(二月二三日)
- (2) 詣左府、被定東三条院遷御三条宮雜事、「来月十日」(正月一三日)
- (3) 亦参院、今夜遷御三条院、(二月一日)

(1)は、詮子が緊急避難していた土御門邸から一条院に遷御することである。土御門邸は道長の本邸であり、正妻倫子や子どもたちもいるので長く滞在できる邸第ではない。一条院は長保元年六月一四日の内裏焼亡で里内裏となったように、後院用である。そこで、(2)にあるように早々に「三条宮」遷御が計画されている。「被定：雜事」と記されているので、これは一時的な仮寓を定めたのではなく、詮子の常御所とする「雜事」が決められたことを意味しよう。(2)「三条宮」は、(3)の「三条院」と同じである。そして、一か月後にこの三条院に遷御している。これに先立つ二月三日条に「殿下参給三条宮」とあり、道長の下見があつての遷御であつた。

- (4) 参院、院此夕御左府、違方忌也、候宿、(三月三日)
- (5) 早朝院還御、(三月二四日)
- (6) 即参院、今夜渡御右大臣土御門第、(二〇月八日)
- (7) 次供奉院還御三条院、(二〇月一〇日)

詮子は、(4)(5)にあるように、方違で土御門邸を使用するものの、すぐに還御している。還御先は、(7)からも類推できるように、三条院とするのが妥当であろう。この後、(6)までの半年余り移動は確認できないので、三条院に常住していたことになる。この間、『権記』九月六日条に「余如元為別当」とあつて、行成は引き続き東三条院別当となつており、詮子が遷御していれば、必ず記録したであろうことは疑いない。記録されているのは、行成の「参院」のみであり、「参花山

院」などを使い分けているので、これは詮子の御用のため、三条院に参上していることになる。詮子は、この九月一四日から法華八講を四日間行っているが、それも三条院であったと見られよう。

(6)で土御門邸に「渡御（遷御）」しているのは、一条帝行幸を俟って四十の賀が挙行されるからである。賀の場として相応しいのは、東三条邸本院になるが、土御門邸が使用されている。この理由も、東三条邸本院が焼亡していたからと考えられよう。賀の翌日には、詮子は(7)にあるように三条院に還御している。この後、詮子は、一〇月二七日には石山詣をしているが、居所とは関係ない記事なので省略したい。

(8) 今夜院俄御東院、仍触穢、(一一月二日)

(9) 此夕参院、今夜御左大臣土御門第、(一一月一三日)

(10) 院御法興院常行堂、自寅剋被始不断念仏、(一一月一四日)

(11) 参院御念仏、…了還御院、(一一月一六日)

詮子は(8)で東院に還御しているが、触穢のためであり、記録されていないもの、すぐに三条院に戻ったと思われる。

(9)で土御門邸に還御したのは、翌日からの父兼家創建の法興院不断念仏に備えるためであり、法興院で二泊したあとは、

(11)にあるように三条院に還御している。この「了還御院」の「院」は三条院を指すこと、間違いあるまい。詮子の移動は、

三条院が常御所となっていることを指示しているのである。

詮子は六月ごろから体調を崩しているが、ここにきて死の病となっている。閏一一月九日条で「御惱」が記されて以降、行成は連日「参院」するか「候宿」している。三条院に常に伺っているのである。

(12) 参院、立春、正月節、明日可行幸三条院事、右將軍被奉行云々、(閏一一月一五日)

(13) 早朝参院、可有行幸也、参内、午剋行幸、依少納言遅参、以左近少将重尹為代官鈴奏、自大宮於三条東行、自高倉

小路南行、今日不設饗祿、但公卿御料湯仰厨家令設、然而不召、行幸之後、左大臣被仰三条家院可渡御者、仍例

移光尹朝臣家、入夜参院、無御渡、仍亦帰、今日員外帥叙正三位云々、今日還御後、院剃御髮為僧、以法橋覺運為戒師、(閏二月一六日)

(14) 参院、亦可渡御云々、亦依晴明・光栄・奉平等占申、不可御云々、(閏二月一七日)

(15) 夜半時還御三条、(閏二月一八日)

(16) 暁更参院、…、(閏二月二〇日)

(17) 早朝参院、…、西剋崩給、思歎無極、御筭冊、深更罷出、(閏二月二二日)

(18) 辰剋兵部大輔兼隆懸御骨御頸、向宇治山、僧止明豪相従、左大臣以下院司・女房等相共帰本宮、(閏二月二五日) 詮子最期に至る一連の記事である。(12)(13)(14)の「参院」は、行成が三条院に参ることであり、(13)には母詮子の病状を案じた一条帝の三条院行幸も記されている。

行幸の次第が記される(13)は、三条院の場所を暗示させて重要であり、東三条邸ではないことも明白である。行幸は、「自大宮於三条東行、自高倉小路南行」という経路をたどって三条院に到着している。大宮大路を南下して三条大路を東に折れ、高倉小路をさらに南下したのである。四条になったわけだが、三条院の名称から三条大路に面した南側となり、条坊から言えば、左京四条四坊八町にあったことになる。東三条邸は、左京三条三坊一・二町になるので明らかに別の邸第であった。また、『枕草子』の「三条の宮におはしますころ」の平惟仲の弟生昌邸でもなく、三条天皇の左京三条三坊十五町の三条院や、『拾芥抄』中の「三条堀川、廉義公宅」でもないことは明らかである。

詮子は、一条帝還御の後、「院剃御髮為僧」というように、完全剃髮で男の僧侶と同じになり、「変生男子」したかのようにして極楽往生を念じている。死の病であることを悟ったからであり、『日本紀略』では、「天皇行幸東三条院、還御之後、東三条院御出家、依病悩危急也」としている。ここの「東三条院」はいずれも詮子を指している。

行成は、一条帝行幸後のこととして、「左大臣被仰三条家院可渡御者、仍例□移光尹朝臣家」と記している。これは

道長から行成の三条家に詮子を移すのがよいと言われて、行成自身が「光尹朝臣家」に移ったことを意味している。詮子のためには三条院の場所は不適当との占申があって、別当行成の三条家が選択されたことになる。しかし、この日に詮子の「御渡」ではなく、(4)の翌日も「不可御云々」とあり、渡御すべきでないとの陰陽師の占申で実行はされなかった。やつと(5)の翌々日になって、「還御三条」となっている。「還御」はやや不適切で「遷御」か「移御」とすべきかもしれないが、行成の三条家に移御したのは間違いなからう。そうすると、(6)(7)の「参院」は、詮子のもとに参ったことを意味するが、実際には「光尹朝臣家」から自邸三条家に赴いたことになる。そして、詮子は行成邸で死去したのであった。『日本紀略』に「東三条院崩于行成卿第」、「扶桑略記」に「東三条院於右大弁藤原行成第崩」とあるのと整合しよう。詮子最期は、東三条邸でも三条院でもなく、行成の三条家であった。

(8)に、野辺送りが済んだ後、「左大臣以下院司・女房等相共帰本宮」とある「本宮」は三条院で、そこに帰ったことを意味しよう。詮子はお骨となって宇治(木幡)に行き、残された人々は、御所であった三条院に戻ったのである。

以上、詮子の移動をたどってみた。この移動が意味することは、長保二年(一〇〇〇)一月二十五日の火災は、惟仲三条第ではなく、東三条邸本院であり、それ以後の詮子の御所は三条院になっていたということである。続いて、『栄花物語』の詮子移動に関する記述を確認しながら、三条院は平惟仲三条第であったことに言及していきたい。

三 『栄花物語』の詮子の移動と平惟仲三条第

詮子の移動にかかわる『栄花物語』の記述は、死去する長保三年に絞り、『権記』との整合性を見ることにしたい。まず、詮子が皇后定子の遺児となった嬖子内親王を養女に迎えたとする段である。定子は、東三条邸本院が焼亡した一二月一五日に出生し、その翌日に死去していた。

御忌のほども過ぎぬれば、院（詮子）には、今日明日今宮（嬖子内親王）迎へたてまつらんとて、三条院に出でさせたまふ。事ども果てなば、姫宮（脩子内親王）、一の宮（敦康親王）などは内裏におはしませんと思したれど、帥殿（伊周）などはたはやしく見たてまつりたまふまじければ、それをぞ内にも心苦しく思しめされける。女院には、吉日して若宮（嬖子内親王）迎へたてまつらせたまふ。帥殿、中納言殿（隆家）など御送りにと思しめせど、まだ忌のうちなるうちにも、よろづいまいまいまうつつまじう思さるるほどに、御迎へに藤三位（繁子）、さるべき女房など、院の殿上人あまたして御迎へに参れば、渡らせたまふ。これにつけても、宮の御方に、あはれに悲しきこと尽きず思さるべし。率てたてまつりたまへれば、院待ち迎へ見たてまつらせたまふまに、生れさせたまひて三十余日にならせたまへれど、いとうつくしうふくよかにおはしまして、かき抱きたてまつらせたまふより、いとうつくしげに思ひきこえさせたまへり。（鳥辺野卷・三三三―三三頁）

長保三年が明けての記事である。詮子の居所は、「三条院に出でさせたまふ」とされており、前節でみた(3)二月一〇日条の「今夜遷御三条院」と整合している。三条院で何の問題もないのである。しかし、ここを『栄花物語』研究では、文字通りに解してはいない。『栄花物語全注釈』は「東三条院のこと。この巻では三か所に東三条院を三条院と称しているが、次に引く『権記』も「三条宮」「三条院」といつている」として当該記事を引用している。『新編日本古典文学全集』本でも、「東三条院。二月十日のこと」として、同じく『権記』を引用している。すでに見たように、三条院は、東三条邸とは別であり、同じと判断していた『栄花物語』の注釈は、見直しが必要となろう。

右の段は、詮子が孫の嬖子内親王を養女として「迎へ」た次第を記している。この点については、すでに拙著で扱ったので参照願うとして、簡単に触れたい。養女迎へは儀式化されており、ここでは「御迎へに藤三位、さるべき女房など、院の殿上人あまたして御迎へに参れば、渡らせたまふ」とあるのが、それに当たる。『権記』には、何の記載もないが、あり得た養女迎への儀式と言えよう。そして、ここに詮子の女房として、藤三位繁子の名が示されていることに注意して

おきたい。

右に続いて詮子の移動が語られるのは、婁子内親王を伴っての参内である。これは史実で確認できない内容である。さらに、石山詣があり、帰京してすぐに法華八講を行ったとされ、四十の賀となっている。『権記』では、「八講（九月一日）↓四十の賀（一〇月九日）↓石山詣（一〇月二七日）」とあったので、石山詣が先になっており、『栄花物語』の誤解がある。八講の場に関する語りはないが、四十の賀が土御門邸で催行され、翌日還御したことは次のように記されている。かくて十月に御賀あり。土御門殿にてせさせたまふ。行幸などあり、いとみじうめでたし。…。

神無月の日もはかなく暮れぬれば、みな事ども果てて、院は三条院に、またの日ぞ帰らせたまふ。（鳥辺野卷・三四一〜三頁）

詮子が土御門邸に渡り、三条院に還御したことは、『権記』の通りである。『栄花物語』は、東三条邸が詮子の居所ではなかったことを理解している趣である。

続いて、これも史実で確認できない、霜月になっての再度の参内が語られ、晦日に退出したとされている。しかし、内裏は十一月一八日に焼亡しており、まったくあり得ない内容となる。また、一条院内裏に参内したということもありえない。師走になって、詮子の病状悪化が語られており、これは最期を見通した運びとなろう。詮子の病は、物の怪のためとされ、転地が計られている。

御物の怪を四、五人に馭り移しつつ、おのおの僧どものしりあへるに、この三条院の隅の神の祟りといふことさへ出で来て、そのけしきいみじうあやくげなり。「恐ろしき山には」と言ふらんやうに、いとどしきに、かかることさへあれば、所を替へさせたまふべきなめりといふこと出で来て、御占にもあふ所は、惟仲の帥中納言の知る所に渡らせたまふべきに御定めあり。やがてその日行幸あるべし。（鳥辺野卷・三四七頁）

物の怪は、「この三条院の隅の神の祟り」とされている。この神を、三条院は東三条邸と同じに解する『全注釈』や

『新全集』は、角振神と隼神と断じているが、ここは名もない「隅の神」かもしれない。この両神は、永延元年(九八七)一月一四日の一条帝の東三条邸行幸に際して、従四位下が贈られており、詮子に祟りするとは考えられまい。詮子の居所は三条院とされるので、東三条邸の角振神と隼神を持ち出すのは早計であろう。屋敷の隅に潜む神とするのが穩当と思われる。祟りであることがわかったので、御占の結果、「惟仲の帥中納言の知る所」への転地が決められている。惟仲は、この正月二四日に大宰権帥に任じられていたので「帥中納言」であり、「知る所」はその邸宅の廳化表現である。ここにきて、平惟仲の名を見出すことができるのは、きわめて示唆的と思われる。長保二年末の火災の時に詮子が方違で滞在していたのが、『権記』に「平中納言三条第」とされた惟仲邸であった。『新全集』は、「惟仲邸に遷御のことは、その予定も含めて他書にみえない」としているが、これは正確な物言いはないことになる。惟仲邸と詮子の因縁を考えるべきであろう。平惟仲^⑦(九四四—一〇〇五)は、文章生出身で弁官になり、詮子や道長の叔母で、一条帝乳母の藤三位繁子の夫でもあったので、中納言に昇りつめた異色の官人として知られている。しかし、そもそもは兼家が抜擢した人物であった。

・ 帝も(兼家六十算賀のために)行幸せさせたまひ、東宮もおはしまして、殿の家司どもみなよるこびしたるなかにも、有国、惟仲を大殿いみじきものに思しめしたり。有国は左中弁、惟仲は右中弁にて、世のおぼえ、才なども、人よりことなる人々にて、おのおのこのたびも加階していみじうめでたし。(様々の喜び巻・一五九頁)

・ かかるほどに、もとより心寄せ、思し思ひきこえさせたりければ、有国は、粟田殿の御方にしばしば参りなどしければ、撰政殿(道隆)、心よからぬさまに思しのためはせけり。さるは入道殿(兼家)の、有国、惟仲をば左右の御まなこ仰せられけるを、きめられたてまつりぬるにやと、いとほしげなり。(様々の喜び巻・一七四頁)

兼家は、有国とともに惟仲を家司にしており、惟仲のことは、『公卿補任』正暦三年条に「同(永延元年)十月十四日正五上「此日行幸撰政第。家司預此賞」とあることで確かめられる。兼家は有国とともに「左右の御まなこ」と信頼していたのである。二人の出世の基礎は、兼家の采配なのであった。

こうした縁があったので、詮子は亡き父の家司宅になる惟仲三条第に方違したことになる。惟仲の妻繁子が詮子の女房であったことも関係していたかもしれない。また、史実では確認できないが、定子の脩子内親王出産も詮子の勧めで惟仲三条第であったとされている。

この帥殿（伊周）の御下りの後、（二条宮が）ほどなく焼けにしかば、この御子なども生れたまふべかりしかば、平中納言惟仲が知る所ありけり、それにぞ、女院（詮子）など仰せられて住ませたまひける。（浦々の別巻・二七二頁）

この記述を信じれば、詮子と惟仲三条第との因縁は、右の年時の長徳三年（九九七）まで遡れることになる。二条宮焼亡後に定子が移ったのは高階明順邸だが、『新全集』が「明順邸からその後、惟仲邸に移ったか」としているように、惟仲は定子の中宮大夫を兼帯していたので（長保元年七月八日辞す）、あり得た事態であろう。『栄花物語』で惟仲邸が、詮子の転地先として定められたとするのは、それなりの理由があったのである。詮子と惟仲は、主従関係に近いのである。

事実の問題としては、詮子最期の転地先は行成の三条家であった。しかし、『栄花物語』では惟仲邸としている。ここは事実誤認や虚構として片づけるのではなく、意味するところを想定してみれば、三条院が惟仲三条第ではなかったかということになる。東三条邸本院が焼亡したあと、惟仲が進んで自邸を詮子の御所として提供した可能性もあろう。大宰権帥として赴任する予定が立っていたならばなおさらである。三条院の位置は、前節で示したように、三条大路に面した四条に求められた。ということは、一町屋の規模を持つ邸第であったと考えられよう。御所として申し分はないのである。『栄花物語』が詮子の転地先として惟仲邸に言い及んだのは、三条院が惟仲三条第であったことは忘失されている。何らかの関連があったことが念頭にあったためかもしれない。誤解に基づいてはいるものの、『栄花物語』は、三条院が惟仲三条第であったことを暗示する史料とみることが可能と思われる。

念のために言えば、三条院≡惟仲三条第が認められるとすれば、長保二年末の火災は、惟仲邸ではなくなる。「東三条院焼亡」は、東三条邸焼亡であったことを補強することになる。そして、繰り返しになるが、三条院が詮子の御所であっ

たことも明確となろう。火災以後に、詮子は東三条邸に住んでいないのである。

『栄花物語』は、先の引用部の後、詮子と婁子内親王の「親子の情愛」を語ったあと、一条帝行幸に及んでいる。

かかるほどに、つごもりになりぬれば、世の中もの騒がしう営むころなるに、かうおこたませたまはぬを、やすき空なく公私御嘆きなり。かくて行幸あり。今日と聞こしめして、いつしかと待ちきこえさせたまふほどに、午の時ばかりにぞ行幸ある。(鳥辺野巻・三四八頁)

行幸の日が「つごもり」とするのは、実際は一六日であったのと相違するが、「午の時ばかり」は、『権記』の「午剋行幸」と整合している。この引用の後に、「やがて今宵ほかへ渡らせたまふべければ」(三五〇頁)とあるが、これは惟仲邸への遷御との理解であろう。実際に詮子が行成邸に移ったのは行幸二日後なので、これも誤認となる。そして、遷御の様子が語られた後、「渡らせたまひて二三日ありて、遂にむなしくならせたまひぬ」(三五三頁)と、惟仲邸での詮子の最期が記される次第となっている。

以上、『栄花物語』の詮子の移動の様子を『権記』と対照させながら簡単に確認した。ここで示唆的であったのは、平惟仲邸への言及であり、三条院⇨惟仲三条第を示唆するものとして貴重であったと思われる。

四 長保二年末以後の東三条邸と行成の「参院」

最晩年の詮子が東三条邸を使用した事例は見いだせないが、それでも邸第としての「東三条院」のことは史実に表れている。さらに、長保二年末以降、寛弘二年の道長移徙までの期間における東三条邸のことを確認していきたい。結論から言えば、この間の東三条邸はすべて南院の事例であり、本院のことは皆無ということである。ここから導かれることも、長保二年末東三条邸本院焼亡である。

最初は、詮子生前に一例だけ認められる東三条邸のことである。

参職、戊剋行幸一条院、右衛門督（齊信）・弼宰相（有国）・余被差分、中宮行啓、一宮（敦康親王）同入御、次供奉東宮、御東三条宮、帰家、〔権記〕長保三年十一月二二日

十一月八日の内裏焼亡で、一条帝たちは職御曹司に緊急避難しており、そこからそれぞれの仮御所に行幸啓する次第である。一条帝は一条院に、続いて中宮彰子と敦康親王も同院に入り、東宮居貞親王は東三条邸に落ち着いている。この東三条邸は南院のことであり、長保元年（九九九）六月一四日の内裏焼亡後も、東宮御所として南院が使用されていた。こうした役割を南院は保持していたので、詮子が使用することはなかったと判断されよう。したがって、東宮関係で東三条邸が言われる時、南院を指示していることは確実となる。

今夜皇太子自東三条院、遷御大夫道綱卿大炊御門第、〔日本紀略〕長保四年八月一四日

東宮が道綱邸に遷御する記事である。「東三条院」とあるだけだが、こうした場合は、南院と判断されるのである。

臨昏為文朝臣来告、淑景舍君（原子）於東三条東対御曹司頓滅云々、〔権記〕長保四年八月三日

道隆女原子の「東三条東対」での急死が記されている。これも本院ではなく、南院になる。それは、院政期とは違ってこの時の本院には西の対しかなかったと証明されているので、「東対」とあれば、南院のことになる。東宮居貞親王と原子は南院で同居していたのである。先の東宮の道綱邸遷御の理由として、『本朝世紀』は原子の頓滅に畏怖したからとする説を記しており、同居していたと考えられるので、あり得る想定となろう。

・ 次向東三条第、有〔明日可参者〕、〔権記〕長保五年十一月二六日

・ 詣左府、有作文事、〔権記〕長保五年十一月二七日

後者から前者の欠字は「作文」となる。東三条邸で道長は作文の会を催しており、こうした折には南院を使うのである。内裏は再建されて東宮は東三条邸南院に居住しておらず、住む人はいないのであろう。『和泉式部日記』研究では、

この長保五年の段階で南院に敦道親王が住み、一二月一八日以降和泉式部が同居したとされているが、敦道親王の居所は東三条邸南院でないとするのが私見である。⁽⁹⁾

管見に入った用例は、以上の他に「參東三条院、御念仏也」というのがあるが、後で触れたい。長保二年末以後の東三条邸について、これらの用例しか見られないということは、本院焼亡を裏付け、南院は東宮使用のためあまり記録されなかったということになる。焼亡説の状況証拠になるわけであり、残された用例があるので、最後にこの点を確認してきたい。すなわち、行成が「参院」したという事例である。

* * *

『権記』には、詮子死後もたびたび「参院」したことが記されている。この「院」が東三条邸本院のことであれば、焼亡説は霧散することになる。すべての用例をここで確認できないが、これらは三条院に参上したと判断されるのである。通説的理解では、東三条邸とするのが普通となっており、焼亡したとの理解がないからである。例えば、次のような記事である。

参院、於院西对、法橋上人覚運伝法於左大臣、：（『権記』長保四年一月四日）

この記事に対して、『大日本史料』は「左大臣道長等、東三条院ニ於テ、法橋覚運ヨリ、法ヲ受ク」として掲出している。この前後に「参院」が多くあるので、いずれも東三条邸への「参院」と理解されてしまうことになる。しかし、三条院ではないかということである。法橋覚運は詮子剃髪の戒師であった。

一方、「參三条院」などある場合、『大日本史料』では、皇太后宮遵子のこととしており、「参院」とある場合と区別しているようである。二例が認められる。

・ 詣左府、詣東院、參三条院、御念仏也、左大臣、左衛門督（公任）、彈正大弼（有国）、修理大夫（親信）被參、静

照闍梨講説涅槃經、（『権記』長保四年二月一五日）

・ 詣左府奉謁、暫被参内、依有可参会於三条院之命、帰家之後又参、御念仏也、三位中将（兼隆）被示依有惱氣不参給由、有左府之御消息、御念仏了之後、参彼殿申事由、帰家、（『権記』長保四年四月一五日）

『大日本史料』は、いずれも「皇太后御所三条院」での「御念仏」なのである。史料纂集本は、後者にのみ「東三条院」としており、「於」に下接しているので邸第名の理解となろう。『栄花物語』の注釈で三条院を東三条邸と解したのと同じことになる。

しかし、遵子の御所は、四条宮が相応しく、三条院は無理ではなからうか。そうすると、三条院は亡き詮子の御所となり、この二例からすると、「参院」とある多くの箇所は、すべて三条院参上の意になると思われる。別当行成は、後始末や法事のために誠実に「参院」し、事後の処理に当たっていたことになる。三条院はまだ継続しているのである。そして、東三条邸は不在であったので、「東三条院」は詮子を指すことになる。

・ 参東三条院、御念仏也、（『権記』長保四年七月三〇日）

・ 参院、御念仏也、（『権記』長保四年二月一四日）

・ 参院、御念仏了、僧綱以下有禄、有饗、夕参皇太后御仏名、（『権記』長保四年二月一五日）

いずれも『大日本史料』は、東三条邸と解している。しかし、一例目は詮子のための念仏に参上した意であり、「東三条院」は邸第名ではなからう。場所は三条院か土御門邸になるが、前者である。そうすると、三例目の「参院」は三条院に参会した意であり、遵子のことは「皇太后」で示している。これらの念仏の記録から、先の二月と四月の念仏も、遵子ではなく詮子のためであったことがはっきりし、「参院」は三条院に参上する意と理解できることになる。

『権記』の「参院」からも、三条院の存在が浮上し、東三条邸本院の不在が導かれるのである。そして、長保二年末の火災は、惟仲邸ではなく、東三条邸本院であったこともはっきりするのであった。

おわりに

東三条邸本院が焼亡したとして、その後すぐに再建を始めたとする記録は皆無である。詮子のためにあった本院に替って、三条院が用意されたので、再建は急がなかったのかもしれない。そして、一年後に内裏が焼亡している。この時の内裏は一年ほどの寿命であった。再建は急務とされたので、道長としては本院再建を遠慮した可能性も考えられる。内裏新造は長保五年一〇月八日であり、その一年前から道長は枇杷第の造作を始めている。そして、二年後の寛弘元年正月ごろから東三条邸造作を開始したようであり、しばしば見に出かけている。冒頭に示したように、この東三条邸造作は、本院罹災の記事がないことで造替とされているが、あらあら見てきたように、長保二年末の罹災に行きつくことができるので、再建であったと思われる。だから、道長は「新宅儀」で移徙したのであろう。姉の詮子のためではなく、后がねの娘たちのために本院が再建されたのである。

注

- (1) 拙稿「王朝日記文学と東三条院南院・冷泉院御在所南院―敦道親王邸への仮説―」(秋山虔編『平安文学史論考』武蔵野書院、二〇〇九・一二)
- (2) 大田静六『寝殿造の研究』(吉川弘文館、一九八七・二)の第三章第二節「平安盛期における東三条殿」
- (3) 下玉利百合子「女院詮子崩御の第宅について―夜半時還御三条」存疑―」(『松学舎大学論集』一九八七・三)
- (4) 角田文衛「藤三位繁子」(『王朝の映像』東京堂、一九七〇・八)の付録「平惟仲年譜」には、「二月十日 東三条院、惟仲の三条第に遷御す」とある。
- (5) 注(3)で、光尹は藤原懐忠男としている。

- (6) 拙著『王朝撰関期の養女たち』(翰林書房、二〇〇四・一一)の4『栄花物語』の養子女たち
- (7) 惟仲に関しては、高橋由記「平惟仲について―定子の中宮大夫辞任に関連して―」(『国文目白』35、一九九六・二)がある。
- (8) 注(2)に同じ。
- (9) 注(1)に同じ。